

第5章 子ども・子育て支援事業の推進 （子ども・子育て支援事業計画）



1 計画期間の人口推計

計画期間（令和6年度～令和11年度）における総人口及び児童人口の推計を行いました。推計結果は以下のとおりとなっています。

計画期間の推計総人口

（単位：人）

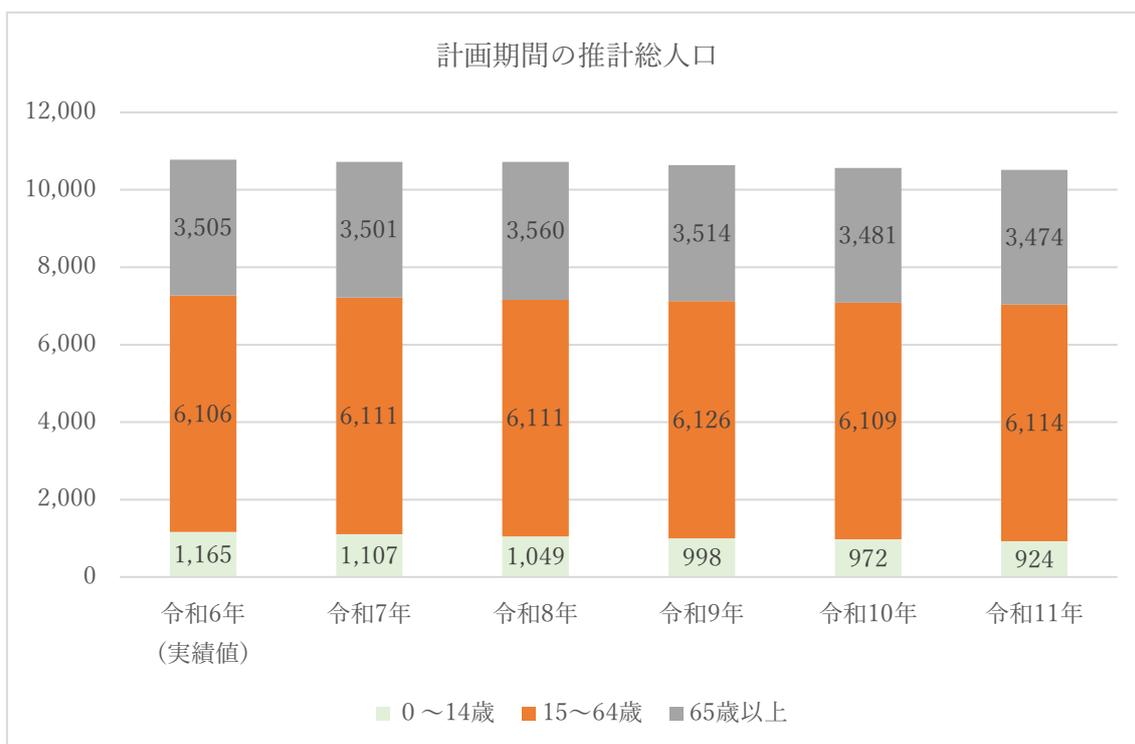
	令和6年 (実績値)	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0～14歳	1,165	1,107	1,049	998	972	924
15～64歳	6,106	6,111	6,111	6,126	6,109	6,114
65歳以上	3,505	3,501	3,560	3,514	3,481	3,474
合計	10,776	10,719	10,720	10,638	10,562	10,512

※各年4月1日推計

※推計値には住民基本台帳（4月1日現在）の数値を使用

※1年ごと1歳別のコーホート変化率法を使用

※コーホート変化率法：同年（又は同期間）に出生した集団の過去の変化率が将来も続くものと仮定して、その率を基準年の人口に乗じて将来の人口を求める手法



（単位：人）

	令和6年 (実績値)	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳児	49	52	52	52	52	50
1歳児	46	46	48	48	48	48
2歳児	63	47	47	49	49	49
3歳児	68	64	48	48	50	50
4歳児	69	67	63	47	46	48
5歳児	69	70	68	64	48	47
0～5歳計	364	346	326	308	293	292
6歳児(小1)	78	67	68	66	62	47
7歳児(小2)	79	77	66	67	65	61
8歳児(小3)	81	75	74	63	64	62
9歳児(小4)	94	81	75	74	63	64
10歳児(小5)	92	95	82	76	75	64
11歳児(小6)	71	92	95	82	76	75
6～11歳計	495	487	460	428	405	373
12歳児(中1)	97	71	92	95	82	76
13歳児(中2)	105	99	73	95	98	86
14歳児(中3)	104	104	98	72	94	97
15歳児	92	104	104	98	72	94
16歳児	91	90	102	102	96	70
17歳児	108	94	93	105	105	99
12～17歳計	597	562	562	567	547	522
合計	1,456	1,395	1,348	1,303	1,245	1,187

※各年4月1日推計

※推計値には住民基本台帳（4月1日現在）の数値を使用

※1年ごと1歳別のコーホート変化率法を使用

2 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法の規定に基づいて、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供に当たって、「教育・保育提供区域」を設定することになります。この提供区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を「教育・保育提供区域」として設定するものとされています。

子ども・子育て支援事業計画では、「教育・保育提供区域」ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方を記載することとなっています。

当町における「教育・保育提供区域」については、行政面積が狭く、中学校区及び幼児期の教育・保育施設「明和こども園（認定こども園）」の利用が町内全域を対象としていることなどを勘案して、町内全域を1つの区域として設定します。

3 量の見込みと確保方策

(1) 教育・保育施設の量の見込みと確保方策

当町の教育・保育施設は、認定こども園「明和こども園」1園で実施しています。幼保連携型認定こども園として、幼稚園と保育所の機能を備えています。本事業における各計画年度の量の見込み及び確保方策は、以下のとおりです。

教育・保育施設の認定区分ごとに利用できる事業は、次のとおりです。

認定区分	子どもの年齢	保育の必要性※	利用できる教育・保育施設
1号	満3～5歳	なし	認定こども園（幼稚園枠）
2号	満3～5歳	あり	認定こども園（保育園枠）
3号	満0～2歳	あり	

※保育の必要性とは

保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が出来ないため、保育園等利用が必要な状況であること。

■認定こども園（1号認定：幼稚園枠）

1号認定：満3歳以上の教育を希望する（保育の必要性がない）就学前の子ども

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み※	71	49	31	19	19
確保方策※	100	100	100	100	100

■認定こども園（2号認定：保育園枠）

2号認定：満3歳以上の保育を必要とする就学前の子ども

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み※	130	130	128	125	125
確保方策※	165	165	165	160	160

■認定こども園（3号認定：保育園枠）

3号認定：満3歳未満の保育を必要とする就学前の子ども

（単位：人）

	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	0歳	1歳 2歳	0歳	1歳 2歳	0歳	1歳 2歳	0歳	1歳 2歳	0歳	1歳 2歳
量の見込み※	15	70	15	80	14	84	14	86	13	86
確保方策※	15	100	15	100	15	100	15	100	15	100

※量の見込み

当町の現在の利用状況と、各事業の潜在的な利用ニーズをもとに推計した各計画年度における需要量の見込みを表しています。各事業の潜在的な利用ニーズについては、令和6年10月に実施した「明和町子育て支援に関するニーズ調査」を基礎データとして、利用意向を集計して算出しました。

※確保方策

当町の現在の利用状況と、今後の整備計画をもとに各事業の提供量を算出しました。量の見込みを確保するための各事業の利用可能人数や確保方法を表しています。

(2) 地域型保育事業の量の見込みと確保方策

■地域型保育事業

【事業概要】

0～2歳児（3号認定）を対象とした、19人以下の定員で保育を行う事業です。当町は、明和こども園での受け入れを考えています。

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み※	—	—	—	—	—
確保方策※	—	—	—	—	—

(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

■利用者支援事業

【事業概要】

子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施する事業です。

(単位：か所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み※					
【子ども家庭センター型】	1	1	1	1	1
確保方策※	1	1	1	1	1

【今後の展開方針】

当町では、令和6年度に子育て世代包括支援センター（母子保健機能）と子ども家庭センター（児童福祉機能）の機能を統合した「こども家庭センター」を立ち上げています。

母子保健・児童福祉が連携し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施します。

■地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについて相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

（単位：か所）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み※	1, 200	1, 220	1, 220	1, 300	1, 300
確保方策※	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

【今後の展開方針】

当町では、明和こども園、ふれあいセンタースズカケ・ふれあいセンターポプラの3か所で実施しています。

今後も一定の利用が見込まれるため、事業継続に向けて、体制を維持します。

■妊婦健康診査

【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

（単位：年間延べ回数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み※	780	780	780	780	780
確保方策※	780	780	780	780	780
国が定める基本的な妊婦健康診査を通年実施					

【今後の展開方針】

当町では、母子健康手帳の交付の際に、14回分の「妊婦一般健康診査受診票」を交付しています。

出生数の減少が見込まれていますが、全ての妊婦が妊婦健診を受けられるよう体制を維持します。

■乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【単位：人（実人数）】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み※	60	60	58	55	50
確保方策※	60	60	58	55	50
保健師、母子保健推進員による訪問を実施					

【今後の展開方針】

当町では、保健師や母子保健推進員による訪問を行っており、対象となる家庭の全数訪問を実施することができています。事業継続に向けて、体制を維持します。

■養育支援訪問事業

【事業概要】

ハイリスク妊婦や子育ての支援が特に必要と判断される家庭に対して、保健師等が居宅を訪問し、養育に関する相談支援等を行う事業です。

【単位：人（実人数）】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み※	16	16	18	18	20
確保方策※	16	16	18	18	20
保健師等による訪問を実施					

【今後の展開方針】

要保護児相対策地域協議会との連携を図りながら、支援が必要な家庭の把握及び、対応を継続します。

■子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【事業概要】

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施予定※	○	○	○	○	○
確保方策※	こども家庭センターが主体となり、関係を強化する。				

【今後の展開方針】

当町においても、支援を必要とする児童について、要保護児童対策地域協議会にて対応を協議し、支援の方向性を決定します。

また、当該協議会の以外においても、支援が必要な家庭の関係機関を参集し、個別支援会議を随時実施していきます。

■多様な事業者の参入促進事業

【事業概要】

多様な事業者の参入促進事業とは、事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施予定※	—	—	—	—	—
確保方策※	事業者の参入動向により対応を検討				

【今後の展開方針】

現在、当該事業の実施予定はありません。事業者の参入があり次第、実施を検討します。

■一時預かり事業（幼稚園型）

【事業概要】

幼稚園・認定こども園に在籍している園児を主な対象として、実施される教育時間の前後又は長期休業日等の保育です。

（単位：年間延べ利用人数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み※	200	210	210	220	220
確保方策※	200	210	210	220	220

【今後の展開方針】

当町では、明和こども園で実施しています。今後も一定の利用が見込まれるため、事業継続に向けて体制を維持します。

■一時預かり事業（幼稚園型を除く）

【事業概要】

明和こども園の在籍を問わず、就学前児童を対象として一時的な保育のことです。実施される一時預かり事業です。

（単位：年間延べ利用人数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み※	30	20	20	20	20
確保方策※	30	20	20	20	20

【今後の展開方針】

当町では、明和こども園で実施しています。今後も一定の利用が見込まれるため、事業継続に向けて体制を維持します。

■子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業概要】

乳幼児や小学生等の子どもを有する子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【未就学児】

（単位：年間延べ利用人数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み※	200	210	210	220	230
確保方策※	200	210	210	220	230
業務委託により実施を継続					

【就学時】

（単位：年間延べ利用人数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み※	10	12	12	12	12
確保方策※	10	12	12	12	12
業務委託により実施を継続					

【今後の展開方針】

現在、当町では業務委託により当該事業を実施しています。今後も一定の利用が見込まれるため、事業継続に向けて体制を維持します。

■子育て短期支援事業

【事業概要】

保護者の疾病等の理由によって、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童に対して、児童養護施設等の入所により、必要な保護を行う事業です。

当該事業には、数日間にわたり施設での養育・保護を行うショートステイと、夜間の養育・保護を行うトワイライトステイがあります。

(単位：年間延べ利用人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み※	—	—	—	—	—
確保方策※	—	—	—	—	—
委託及び広域的な実施を検討					

【今後の展開方針】

当町では、ショートステイ及びトワイライトステイを実施していません。当該事業が必要な家庭については、児童相談所等の連携しながら必要な支援を実施します。

■病児保育事業

【事業概要】

病気又は病気の回復期にあり、集団での保育が困難な児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

（単位：年間延べ利用人数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み※	65	65	65	65	65
確保方策※ 体調不良型	65	65	65	65	65

【今後の展開方針】

当町では、明和こども園で保育中に体調不良となった児童を看護師が緊急的な対応をとる体調不良児対応型を実施しています。

今後も一定の利用が見込まれるため、事業継続に向けて体制を維持します。

■実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み※	○	○	○	○	○
確保方策※	○	○	○	○	○

【今後の展開方針】

当町では、要支援家庭への負担軽減を図るため、実費負担の部分について支援を継続していきます。

■延長保育事業（時間外保育）

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で引き続き保育を実施する事業です。

【単位：人（実人数）】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み※	140	145	150	150	150
確保方策※	140	145	150	150	150

【今後の展開方針】

当町の明和こども園においては、現在、朝7時30分から夕方18時30分まで保育標準時間（11時間）での受け入れを行っています。

今後も一定の利用が見込まれるため、事業継続に向けて体制を維持します。

■放課後児童健全育成事業（学童保育所）

【事業概要】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【単位：人（実人数）】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み※	199	191	184	180	179
確保方策※	200	200	200	200	200

【今後の展開方針】

当町では、各小学校区に公設民営（指定管理者）による専用施設の学童保育所2か所を実施しています。

児童人口の減少が見込まれますが、保護者の就労率の高さから、今後も同程度の利用が考えられます。

民間事業者の新規参入を促進し、保護者のニーズに対応できるよう、事業の拡大を図ります。

■放課後子ども教室

【事業概要】

小学生を対象に放課後に使用していない教室等を利用して、安全・安心な子どもの居場所を設け、遊びや体験・交流活動を行う事業です。

(単位：か所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み※	2	2	2	2	2
確保方策※	2	2	2	2	2

【今後の展開方針】

当町では、小学校内において開設しています。

今後も一定の利用が見込まれるため、事業継続に向けて体制を維持します。

■放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室の一体的な実施

【事業概要】

放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童健全育成事業（学童保育所）と放課後子ども教室の一体的な実施を目指す事業です。

(単位：か所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み※	—	—	—	—	—
確保方策※	—	—	—	—	—
所管部署と調整し、実施に向けた検討をします					

【今後の展開方針】

当町では、人員不足や事業観の調整の難しさから、一体的に実施していません。

今後は、部分的に連携から一体的に実施できるように、関係部署と調整していきます。

■子育て世帯訪問支援事業

【事業概要】

訪問支援員（ヘルパー）が、支援が必要な子育て家庭を訪問し、家事支援や育児のサポートを行う事業です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み※	—	—	—	—	—
確保方策※	—	—	—	—	—
委託及び広域的な実施を検討					

【今後の展開方針】

当町では実施していませんが、当該事業が必要な家庭があれば、児童相談所等と連携しながら必要な支援を実施します。

■児童育成支援拠点事業

【事業概要】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所がない児童の居場所となる場を開設し、当該児童に対する支援を行う事業です。

【単位：人（実人数）】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み※	20	20	20	20	20
確保方策※	20	20	20	20	20

【今後の展開方針】

当町では、業務委託により子ども第三の居場所こどものいえメイプルで、当該事業を実施しています。

今後も一定の利用が見込まれるため、事業継続に向けて体制を維持します。

■親子関係形成支援事業

【事業概要】

親子同士の関わり方や子育て等に悩み、不安を抱えている保護者とその子どもに対して、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、相談及び助言をする事業です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み※	—	—	—	—	—
確保方策※	—	—	—	—	—
	実施に向け検討中				

【今後の展開方針】

今後、実施に向けて検討及び体制を整えていきます。

■妊婦等包括相談支援事業

【事業概要】

主に妊婦とその配偶者に対して、面談等において子育て等に関する情報提供や相談支援を行う事業です。

【単位：人（実人数）】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み※	156	156	156	156	150
確保方策※	156	156	156	156	150

【今後の展開方針】

対象者全員に面談を実施することができています。事業継続に向けて体制を維持します。

■乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【事業概要】

満3歳未満の子どもで、教育・保育の給付を受けていない場合でも、月あたり一定時間まで教育・保育の給付を行う事業です。

【単位：人（実人数）】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み※	—	3	3	3	3
確保方策※	—	3	3	3	3

【今後の展開方針】

令和8年度からの実施に向けて、人員確保等を進めます。

■産後ケア事業

【事業概要】

産後1年未満の母子に対して、心身のケアや育児支援を実施する事業です。

【単位：人（実人数）】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み※	255	255	255	255	250
確保方策※	255	255	255	255	250

【今後の展開方針】

近隣の医療機関等と連携しながら、当該事業が利用できる体制となっており、利用料の助成も実施しています。

当該事業を必要とする母子が安心して利用できるように、事業継続に向けて体制を維持します。